

厚生労働省が05年度から 「地域雇用創造支援事業」をスタート

厚生労働省は二〇〇五年度より、自発的な雇用創出に取り組み市町村をサポートする「地域雇用創造支援事業」を実施する。

これは従来型の全国一律の施策ではなく、「やる気」のある地域の自主的な取り組みを後押しする仕組みで、国が進める「地域再生」（「地域が自ら考え、行動する。国はこれを支援する」）の流れを受け継ぐ施策となっている。

「支援事業」は、①「地域雇用創造バックアップ事業」②「地域提案型雇用創造促進事業」（パッケージ事業）③「地域創業助成金」——の三本柱で構成され、雇用創出に向けた取り組みの内容・状態に応じて、地域が様々なメニューを選択し、支援を受ける制度となっている。

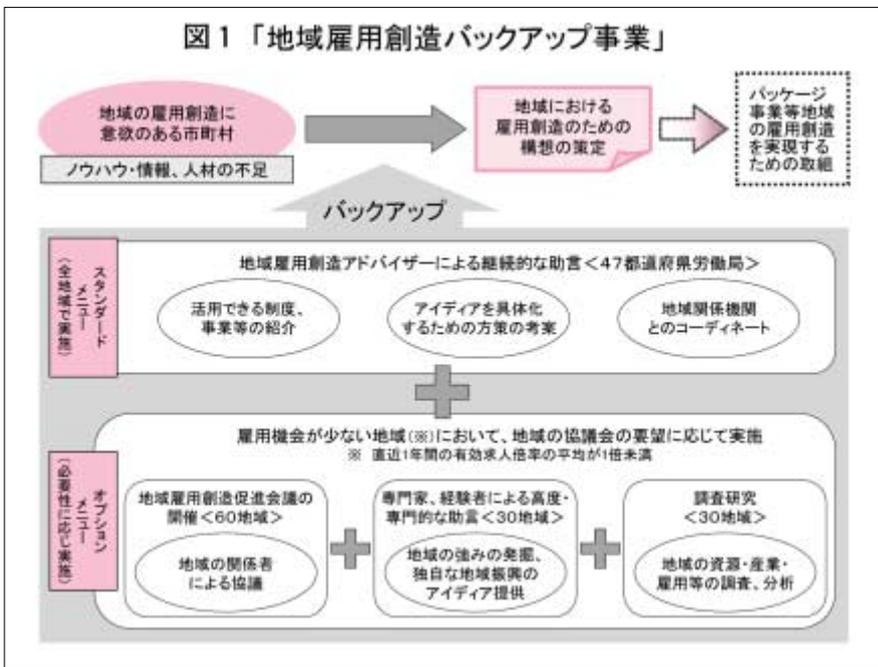
以下、「支援事業」を構成する三事業の概要を紹介する。

「地域雇用創造バックアップ事業」 「計画の策定を後押し」

雇用創出を図るためには、地域による自発的な取り組みを推進していくことが重要になっている。しかし、意欲はあるものの、ノウハウ・人材が不足し、構想・ビジョンが具体化していない市町村が多く見受けられる。そこで、

厚生労働省は、雇用創出を進める自治体に対し、専門家によるアドバイスや、参考となる成功事例などを紹介することで、計画策定の後押し（バックアップ）をする「地域雇用創造バックアップ事業」

業（図1参照）を創設する。「事業」は、直近二年間の有効求人倍率の平均が一倍未満の雇用機会が少ない地域で、「地域再生計画」を実施していない市町村を対象とする。意欲はありながらも、構想が具体化していない地域は、全国で実施するスタンダード・メニューと、必要に応じて実施するオプション・メニューに盛り込まれた支援を受けることができる。



スタンダード・メニューは、起業専門家や金融機関の融資担当OB、中小企業診断士などから選ばれた「地域雇用創造アドバイザー」が全国の労働局で、①活用できる制度・事例の紹介②雇用創造のアイデアを具体化する方策の検討③地域関係機関と

のコーディネーター——など、計画策定に向けた総合的な支援策を講じるものだ。

一方、オプション・メニューは、市町村や地域経済団体などで構成する「協議会」の要望に応じて実施するもので、①地域雇用創造促進会議②専門家や経験者の助言や講師派遣③地域の資源・産業・雇用などの調査・分析——を柱とする。

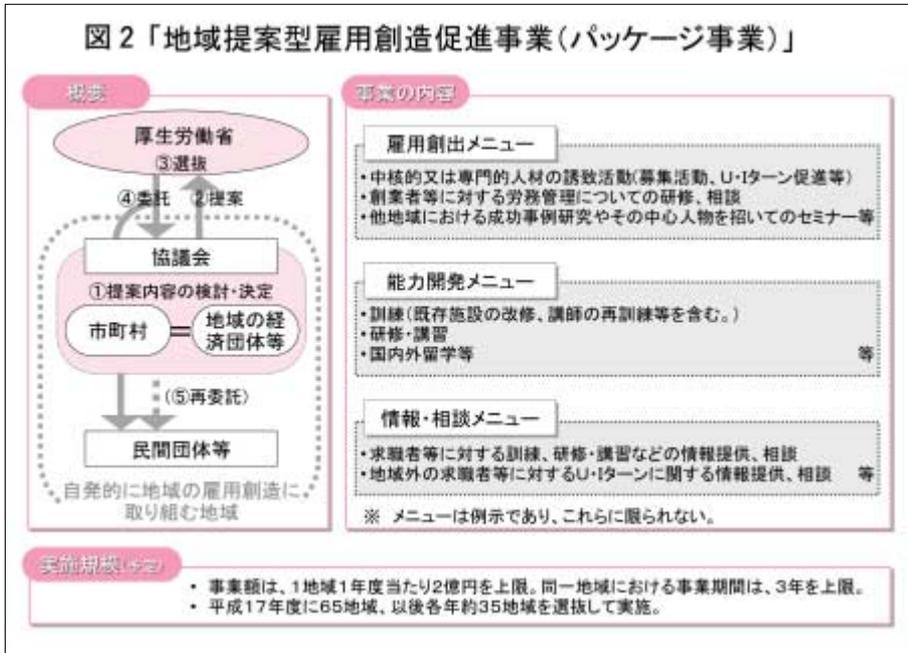
①の地域雇用創造促進会議は、労働局と都道府県が中心となり、市町村・地域の経済団体・ハローワーク等の関係者が、地域雇用創出にむけた構想やビジョン、雇用労働面での課題について検討するものだ。全国六〇地域で開催が予定され、地域関係者の協議を通じて、雇用創出に取り組む市町村を支援することを目的としている。

②は、雇用創出に取り組む市町村に対して、専門家・経験者が、当該地域の強みを発掘し、独自の地域振興策をアドバイスするもので、全国三〇地域で実施する。

③は、「地域再生計画」の策定を検討するなど、雇用創出に向けた取り組みを進める市町村の雇用環境を分析し、計画策定を後押しする調査・研究を実施するもの。三〇地域での実施を予定している。

「バックアップ事業」は、専門家による助言や、成功事例の紹介などの支援を通じて計画策定の後押しをするもので、次で触れる「地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）」などの具体的な取り組みにつなげていくことをねらいとする。

図2「地域提案型雇用創造促進事業(パッケージ事業)」



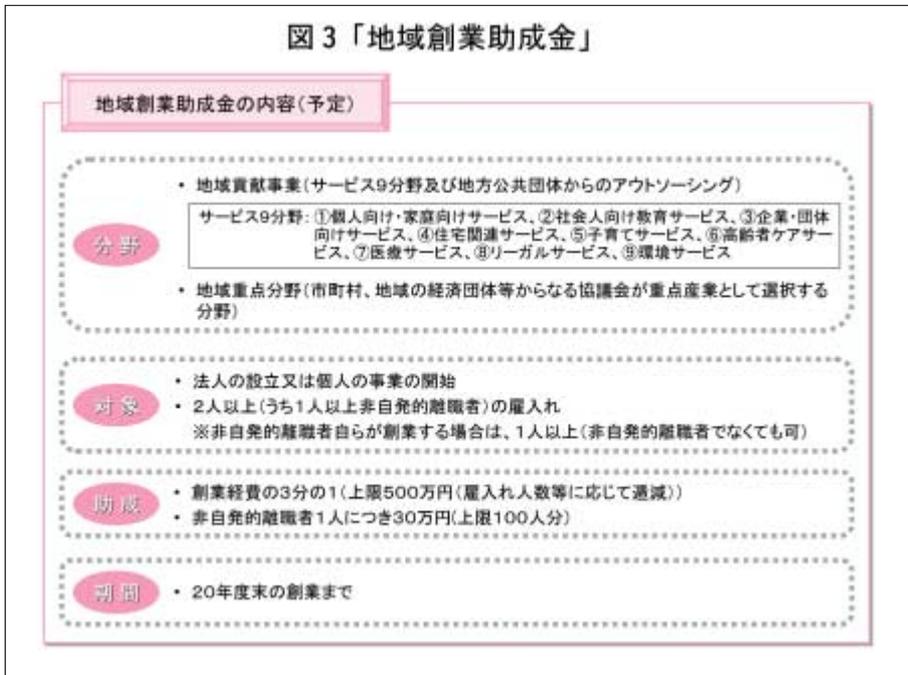
「地域提案型雇用創造促進事業」
コンテスト方式をとり入れ、
最大六億円の支援

雇用創造のための構想を策定し、具体的な取り組みを進めてはいるものの、直接雇用につなげられずにいる地域が多い。そこで厚労省は、市町村等が提案した雇用創造策の中から、コンテスト方式で効果の高い施策を選抜し、委託する「地域提案型雇用創造促進事業」

業(以下、パッケージ事業)を図2参照)を創設した。本事業は、二〇〇四年度から実施されている地域雇用機会増大促進支援事業(プラス事業)を発展的に解消し、拡充したものである。

「パッケージ事業」は、①直近一年間の有効求人倍率の平均が一倍未満と雇用機会が少ない②「パッケージ事業」を盛り込んだ「地域再生計画」を実施し、自発的な雇用創造に取り組んでいる——二つの条件を満たしている地域を対象としている。

図3「地域創業助成金」



「再生計画」を柱に積極的な雇用創出策を進める地域が、「パッケージ事業」の支援を受けるには、市町村・地域の経済団体・有識者で構成する「協議会」を設立する必要がある。これは、「顔のみえる行政単位」である市町村と地域経済に明るい地元団体が一体となることで、より効果の高い雇用施策の策定が期待できるからだ。

このため、提案する内容は、①雇用の創出②求職者の能力開発③求職者への情報提供・相談——など、雇用

効果を高めることが見込まれる施策が中心となる。具体的には、「雇用機会創出」は、創業や事業拡大など雇用創出の専門知識をもった人材の誘致活動(公募やU・Iターン促進)や、雇用創出に成功した関係者を招いてのセミナーなどを想定している。「能力開発」では、既存施設や制度を利用した研修や訓練など、求職者の能力開発事業を中心とする。「情報提供・相談」は、求職者に対して研修・訓練などの情報提供や相談を柱とする。

「協議会」が実施する雇用創出策は、以上の三事業が主体となるものの、これら以外にも自発的に雇用創造に取り組む施策なら提案は可能だ。ただし、市町村で既に実施している事業や、国の委託事業と重複するものは提案できない。

雇用創出策を固めた「協議会」は、各都道府県労働局に実施内容を提案する。提案を受けた厚労省は、有識者などで構成する第三者委員会で審査を実施。高い雇用創出効果が見込まれる事業を選抜し、「協議会」に委託する。事業の実施に伴う支援額は、一地域あたり二億円(一年度)を上限とする。また、三年までの実施期間(中間評価)を設定できるため、最高六億円の支援を受けることも可能となっている。事業開始の初年度となる〇五年度は六五地域を選抜する予定で、今年二月末に締め切った提案は、審査を経て六月頃に決定する。

「パッケージ事業」は、コンテスト方式で雇用創出効果の高い施策を選抜し、事業委託することで、地域の雇用機会を増大、求人・求職のマッチング、

職業能力の向上などの効果が見込まれる。本事業は、「地域雇用創造支援事業」の中核をなすもので、地域活性化の「呼び水」になるものと期待が寄せられる。

**「地域創業助成金」
創業を通じた雇用創出**

地域再生に取り組む自治体では、創業を通じた雇用創出策を検討する地域も多い。しかし、創業には新規雇用者の雇い入れなど費用がかさみ、二の足を踏む人もいる。そこで厚労省は、「創業」を軸に雇用創出をはかる市町村や創業を考えている人を応援する「地域創業助成金」(図3参照)を創設する。

これは、既存の「地域雇用受皿事業特別奨励金」(注1)を拡充した制度で、「受皿事業」で指定された「地域貢献事業」(一〇分野、注2)、もしくは市町村等が「地域重点事業」と認定した分野で新たに創業した人を対象に経費援助を実施するものである。

助成金を受けるには、①法人又は個人が、対象事業(「貢献事業」もしくは「重点事業」)で創業する②創業から半年以内に「地域重点事業」の認定を受ける③創業より一年半以内に、継続して雇用する労働者を二人以上(うち一人は非自発的離職者)雇い入れることが必要である。

助成額は、①創業経費は三分の一(上限五〇〇万円) ②雇い入れは、非自発的離職者一人当たり三〇万円(上限一〇〇人) となっている。

「地域創業助成金」は、創業にかかるとる経費を援助することで、起業による雇用機会の増加だけでなく、基幹産業

の活性化など、地域再生の軸となる産業育成も視野に入れた施策となっている。

(注1) 「地域雇用受皿事業特別奨励金」は、地域貢献事業を行う法人を設立し、非自発的離職者(六五歳未満)一人を含む三人以上を常用労働者又は短時間労働者として雇用した場合、創業経費や労働者雇い入れを支援する奨励金である。

(注2) 「地域貢献事業」とは、①個人向け・家庭向けサービス②社会人向け教育サービス③企業・団体向けサービス④住宅関連サービス⑤子育てサービス⑥高齢者ケアサービス⑦医療サービス⑧リールガルサービス⑨環境サービス⑩地方公共団体からのアウトソーシングである。

(調査部 遠藤 彰)



大原社会問題研究雑誌

No.557 2005.4.

【国際労働問題シンポジウム】 グローバル経済化と国際労働移動——移民労働者のディーセント・ワーク

2004年6月のILO第92回総会について

ILOにおける討議をめぐって

労働者の立場から

使用者の立場から

ILOにおける移民労働者問題の討議と日本

特別報告

質疑応答

参考資料 (1) グローバル経済における移民労働者の公正な取り扱いに関する結論 (ILO駐日事務所訳) (2) 移民労働者のためのILO行動計画 (ILO駐日事務所訳) (3) 連合「連合の外国人労働者問題に関する当面の考え方」(抜粋) (連合第14回中央委員会、2004年10月21日) (4) 日本経団連「外国人受け入れ問題に関する提言」の概要、「提言」(抜粋)

堀内 光子
森實久美子
須賀 恭孝
阿部 博司
森 廣正
マノロ・アペラ

栗田 健

松浦 京子
戸塚 秀夫
佐伯 哲朗

法政大学大原社会問題研究所

■研究回顧

「日常的な労働組合」の研究(上)

■書評と紹介

吉田恵子・斎藤 哲・東條由紀彦・岡山礼子著『女性と労働』

五十嵐仁著『この目で見てきた世界のレイバー・アーカイヴス』

ロバート・O・バクストン著 渡辺和行・剣持久木訳『ヴィシー時代のフランス』

社会労働関係文献月録

月例研究会 所 報 2004年12月

発行／法政大学大原社会問題研究所
発売／法政大学出版局

〒194-0298 東京都町田市相原町4-3-42 tel.0427-83-2307

〒162-0843 東京都新宿区市谷田町2-14-1 tel.03-5228-6271